

◇相続登記未了に係る課税誤りの参考例について

次年度は合算を解除しますので、お手元に届く納付書の数が増えます。

(合算解除前) Aさん宛 1通		(合算解除後) Aさん宛 2通	
所在地	所有者	所在地	所有者
田布施町〇〇1番	A	田布施町〇〇1番	A
田布施町〇〇2番	A	田布施町〇〇2番	A
田布施町〇〇3番	B	田布施町〇〇3番	B

・計算例

所有者Aと所有者Bが所有する固定資産（土地・家屋）が合算されて課税された場合（合算解除前）と別々で課税された場合（合算解除後）を比較します。現時点の調査では、合算を解除しても税額に影響が出ない場合が約半数を占め、残りの半数（影響が出る場合）のうち約7割が影響額1,000円未満と見込まれます。

なお、影響額は1年を基本として計算しています。

※わかりやすくご説明するため、固定資産税（1.4%）のみを考慮しています。都市計画税（0.3%）が税額に影響する場合があります。

【参考例1】影響額が100円（影響が出る場合の最も多い例）

合算解除前	登記名義人	課税標準額			税額
		土地	家屋	計	
	A	52万	25万	—	—
	B	52万	25万	—	—
	A+B	104万	50万	154万	21,500

《計算》1,540,000（課税標準額）×1.4%＝21,560 → 21,500（100円未満切捨て）



合算解除後	登記名義人	課税標準額			税額
		土地	家屋	計	
	A	52万	25万	77万	10,700
	B	52万	25万	77万	10,700
	A+B	—	—	—	21,400

《計算》770,000（課税標準額）×1.4%＝10,780 → 10,700（100円未満切捨て）

（影響する税額）21,500－（10,700＋10,700）＝100

【参考例2】影響額：1,000円未満

合算解除前	登記名義人	課税標準額			税額
		土地	家屋	計	
	A	100万	7万	—	—
	B	200万	150万	—	—
	A+B	300万	157万	457万	63,900

《計算》4,570,000（課税標準額）×1.4%＝63,980 → 63,900（100円未満切捨て）



合算解除後	登記名義人	課税標準額			税額
		土地	家屋	計	
	A	100万	7万→0(注)	100万	14,000
	B	200万	150万	350万	49,000
	A+B	—	—	—	63,000

《計算》A：1,000,000（課税標準額）×1.4%＝14,000

B：3,500,000（課税標準額）×1.4%＝49,000

（影響する税額）63,900－（14,000＋49,000）＝900

【参考例3】影響額：1,000円以上

合算解除前	登記名義人	課税標準額			税額
		土地	家屋	計	
	A	50万	10万	—	—
	B	20万	40万	—	—
	A+B	70万	50万	120万	16,800

《計算》1,200,000（課税標準額）×1.4%＝16,800



合算解除後	登記名義人	課税標準額			税額
		土地	家屋	計	
	A	50万	10万→0(注)	50万	7,000
	B	20万→0(注)	40万	40万	5,600
	A+B	—	—	—	12,600

《計算》A：500,000（課税標準額）×1.4%＝7,000

B：400,000（課税標準額）×1.4%＝5,600

12,600

（影響する税額）16,800－12,600＝4,200

（注）課税標準額は、土地の合計が30万円未満、家屋の合計が20万円未満のものは課税の対象となりません。